

北海道土地利用基本計画(計画書)の変更について

総合政策部政策局土地水対策課
平成 29 年 8 月

1 土地利用基本計画の概要

- 土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づき、北海道の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画(全国計画及び北海道計画)を基本として策定している。
- 土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものである。
- 土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の 5 地域を 5 万分の 1 の地形図上に記した「計画図」と、土地利用の基本方向や原則、五地域が重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向等土地利用の調整等に関する事項を文章表示した「計画書」で構成される。

2 計画書の構成

第 1 土地利用の基本

- 1 道土の状況
- 2 道土利用の基本方向
- 3 地域類型別及び連携地域別の土地利用の基本方向
 - (1) 地域類型別の土地利用
 - (2) 連携地域別の土地利用

第 2 土地利用の原則及び調整

- 1 土地利用の原則
- 2 五地域の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

第 3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

3 変更の理由

土地利用基本計画の基本となる国土利用計画(全国計画)が平成 27 年 8 月に、国土利用計画(北海道計画)が平成 29 年 3 月に変更されたことから、これらの計画との整合性を図るため所要の変更を行う。

4 今後のスケジュール

平成 29 年	9 月	計画(素案)を道議会へ報告
	9 月～10 月	計画(素案)についてパブリックコメント実施 計画(素案)について市町村の意向把握 計画(素案)について国土交通省との事前調整
	11 月	北海道国土利用計画審議会で計画(原案)審議(文書照会) 計画(原案)について市町村長から意見聴取 計画(原案)について国土交通大臣から意見聴取
平成 30 年	1 月	北海道国土利用計画審議会で計画(案)審議、答申
	2 月	計画(案)を道議会へ報告
	3 月	計画決定・公表